

投資助言・代理業に関するご留意事項

○ 投資顧問契約の概要

- ・投資顧問契約は、有価証券等の価値等の分析に基づく投資判断をお客さまに助言する契約です。
- ・当社の助言に基づいて、お客さまが投資を行った成果は、すべてお客さまに帰属します。当社の助言は、お客さまを拘束するものではなく、有価証券等の売買を強制するものではありません。売買の結果、お客さまに損害が発生することがあっても、当社はこれを賠償する責任は負いません。

○ 有価証券等に係るリスク

- ・投資顧問契約により助言する有価証券等についてのリスクは、次のとおりです。

① 株式

(株価変動リスク)

株価の変動により、投資元本を割り込むことがあります。また、株式発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により、投資元本を割り込んだり、その全額を失うことがあります。

(株式発行者の信用リスク)

市場環境の変化、株式発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により売買に支障を来し、換金できないリスクがあります(流動性リスク)。この結果、投資元本を割り込むことがあります。

② 債券

(価格変動リスク)

債券の価格は、金利の変動等により上下しますので、投資元本を割り込むことがあります。また、債券発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により、投資元本を割り込んだり、その全額を失うことがあります。一方、債券によっては、期限前に償還されることがあり、これによって投資元本を割り込むことがあります。

(債券発行者の信用リスク)

市場環境の変化、債券発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により売買に支障を来し、換金できないリスクがあります(流動性リスク)。この結果、投資元本を割り込むことがあります。

③ 投資信託

(価格変動リスク)

株式や債券の価格変動等により、基準価額が下落することで、投資元本を割り込むことがあります。

(為替変動リスク)

外国株式や外国債券等の外貨建て資産を組み込んでいる投資信託は、外国為替相場の変動によって円換算での資産価値が変動し、基準価額が下落することで、投資元本を割り込むことがあります。

(金利変動リスク)

国債等の国内債券や外国債券を組み込んでいる投資信託は、金利が変動することで資産価値が変動し、基準価額が下落することで、投資元本を割り込むことがあります。

(発行者の信用リスク)

市場環境の変化、株式や債券の発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により売買に支障を来し、換金できないリスクがあります(流動性リスク)。この結果、投資元本を割り込むことがあります。

④ 信用取引等

信用取引や有価証券関連デリバティブ取引においては、委託した証拠金を担保として、証拠金を上回る多額の取引を行うことがありますので、上記の要因により生じた損失の額が証拠金の額を上回る(元本超過損が生じる)ことがあります。

信用取引の対象となっている株式等の発行者又は保証会社等の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により、信用取引の対象となっている株式等の価格が変動し、委託証拠金を割り込むこと、又、損失の額が委託証拠金の額を上回ることがあります。

○ クーリング・オフの適用

・投資顧問契約は、クーリング・オフの対象になります。具体的な取扱いは、次のとおりです。

(1) クーリング・オフ期間内の契約の解除

- ① お客さまは、契約締結時の書面を受領した日から起算して10日を経過するまでの間、書面またはメールによる意思表示で投資顧問契約の解除を行うことができます。
- ② 契約の解除日は、お客さまがその書面を発した日、またはメールを発信した日となります。
- ③ 契約の解除に伴う報酬の精算は、次のとおりとなります。
 - ・ 投資顧問契約に基づく助言を行っていない場合：投資顧問契約締結のために通常要する費用(封筒代、通信費等)相当額をいただきます。
 - ・ 投資顧問契約に基づく助言を行っている場合：日割り計算した報酬額(契約期間に 対応する報酬額÷契約期間の総日数×契約締結時の書面を受け取った日から解除日までの日数。ただし、社会通念上妥当であると認められる分のみ。)をいただきます。この場合、契約期間に対応する報酬額を契約期間の総日数で除した金額について生じた一円未満の端数は切り捨てます。報酬の前払いがあるときは、これらの金額を差し引いた残額をお返しいたします。契約解除に伴う損害賠償、違約金はいただきません。

(2) クーリング・オフ期間経過後の契約の解除

- ① クーリング・オフ期間経過後は、契約を解除しようとする日の1ヶ月前までの書面による意思表示で契約を解除できます。契約解除の場合は、解除までの期間に相当する報酬額として日割り計算した額をいただきます。報酬の前払いがあるときは、これらの金額を差し引いた残額をお返しいたします。

○ 手数料等

・お取引の際には、手数料等がかかる場合があります。手数料等については、サービス内容やご相談時間等により異なり多岐にわたるため、具体的な金額や計算方法を記載することができません。

○ 租税の概要

・お客さまが有価証券等を売買される際には、売買された有価証券等の税制が適用され、たとえば、株式売買益に対する課税、有価証券等から得る配当、利子等への課税が発生します。

○ 投資顧問契約の終了の事由

・投資顧問契約は、次の事由により終了します。

- ① 契約期間の満了（契約を更新する場合を除きます。）
- ② クーリング・オフ期間内において、お客さまからの書面またはメールによる契約の解除の申出があったとき、又はクーリング・オフ期間経過後において、お客さまからの書面による契約の解除の申出があったとき（詳しくは上記クーリング・オフの適用を参照ください。）
- ③ 当社が、投資助言葉を廃業したとき

○ 禁止事項

・当社は、当社が行う投資助言業務に関して、次のことが法律で禁止されています。

- ① 顧客を相手方として又は顧客のために以下の行為を行うこと
 - 有価証券の売買、市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引
 - 有価証券の売買、市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理
 - 次に記載する取引の委託の媒介、取次ぎ又は代理
 - ・取引所金融商品市場における有価証券の売買又は市場デリバティブ取引
 - ・外国金融市場における有価証券の売買又は外国市場デリバティブ取引
 - 店頭デリバティブ取引又はその媒介、取次ぎもしくは代理
- ② 当社が、いかなる名目によるかを問わず、顧客から金銭、有価証券の預託を受け、又は当社と密接な関係にある者に顧客の金銭、有価証券を預託させること
- ③ 顧客への金銭、有価証券の貸付け、又は顧客への第三者による金銭、有価証券の貸付けの媒介、取次ぎ、代理を行うこと